

大分大学医学部附属先端分子イメージングセンター附属病院専門委員会細則

平成30年5月9日制定

平成30年医学部細則第1-3号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属先端分子イメージングセンター規程（平成22年医学部規程第1-7号）第13条の規定により、大分大学医学部附属先端分子イメージングセンター附属病院専門委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 附属病院のポジトロン断層撮影法診療（以下「PET診療」という。）に係る大分大学医学部附属先端分子イメージングセンター（以下「センター」という。）の運営に関する事項
- (2) その他附属病院のPET診療に係るセンターの運営に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副センター長 2人
  - (2) 附属病院放射線科医師 1人
  - (3) 附属病院の放射線取扱主任者 1人
  - (4) 附属病院診療科の医師 若干人
  - (5) 医学科の教員 若干人
  - (6) 薬剤部長
  - (7) 附属病院放射線部技師長
  - (8) PET診療を担当する看護師長 1人
  - (9) その他委員長が必要と認める者
- 2 前項第2号から第5号、第8号及び第9号の委員は、委員長が指名する。

(任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副センター長のうちから学部長が指名する者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、副センター長のうちから学部長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(議事の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。

3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の委員会において報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、医学・病院事務部経営戦略課において処理する。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成30年5月9日から施行する。

附 則 (令和6年医学部細則第1-4号)

この細則は、令和6年4月1日から施行する。